○海上保安庁告示第三百九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	唐鐘港南防波堤灯台
位置	
所在地	島根県浜田市（唐鐘港南防波堤外端）
北緯	三四―五六―二八
東経	一三二―〇六―二四
変更した事項	
光度	閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離	閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十一年九月二十五日
名称	黒之浜港南防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県阿久根市（黒之浜港南防波堤外端）
北緯	三二―〇五―二八
東経	一三〇―一〇―二七
変更した事項	
名称	黒之浜港西防波堤灯台
位置	
所在地	鹿児島県阿久根市（黒之浜港西防波堤外端）
北緯	三二―〇五―二九
東経	一三〇―一〇―二四
灯質	群閃赤光　毎六秒に二閃光
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日	平成二十一年九月二十五日

○環境省告示第六十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十三条の規定に基づき、風景地保護協定を認可したので、同法第三十四条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十一年十一月九日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　風景地保護協定の名称

下荻の草風景地保護協定

二　風景地保護協定区域

熊本県阿蘇市一の宮町大字荻の草字中芳ヶ宇七九六番一の一部及び同町大字中通字北山二七九六番一の一部

三　風景地保護協定の有効期間

平成二十一年十月十五日から平成二十六年十月三十一日まで

四　風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

公園管理団体財団法人阿蘇グリーンストックは、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行うものとする。

㈠　当該区域に係る土地における輪地切り、輪地焼き、野焼き等の草原の景観を維持するために必要な行為を行うこと。

㈡　㈠に定める行為の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者である阿蘇市並びに使用及び収益を目的とする権利を有する者である下荻の草牧野組合の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること。

五　風景地保護協定の縦覧場所

環境省自然環境局国立公園課及び九州地方環境事務所

○北陸地方整備局告示第百三十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十一年十一月九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(1)　登録年月日　平成二十一年十月二十一日

(2)　登録番号　北陸地方整備局長4

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社新潟建築確認検査機構

(4)　住所　新潟県新潟市中央区新光町十番地三

(5)　代表者の氏名　三浦　勝平

(6)　登録の区分

住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地

新潟県新潟市中央区新光町十番地三

(8)　法第十三条の評価員の氏名

三浦　勝平、永野　真人、間　乃里雄、若月　康二、永井　守、五十嵐久桂、鷲澤　弥絵、相馬　正行

(9)　役員の氏名

三浦　勝平、小林　謙二、永野　真人、間　乃里雄、川瀬千恵子、鈴木　智、堀　淳士

(10)　評価の業務を行う部門の選任の管理者の氏名

若月　康二

(11)　評価の業務を行う区域

新潟県の全域

○中部地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月九日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　津島海部西部都市計画道路事業三・五・二十二号津島万場大橋線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛知県愛西市日置町山の池並びに、津島市西愛宕町二丁目、愛宕町五丁目、七丁目、八丁目、九丁目、東愛宕町三丁目及び元寺町一丁目地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十一月九日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　宝飯都市計画道路事業三・五・五十九号蒲郡環状線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月九日至平成二十二年九月三十日

四　事業地

収用の部分　愛知県蒲郡市三谷北通二丁目、豊岡町権現、豊岡町中村、豊岡町下前田、豊岡町上前田及び豊岡町鍛治薬師地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百六十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十一月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社京都確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	和田　豊一
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十一年十月一日

○近畿地方整備局告示第百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月九日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項二十、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「ロ　和歌山支部　和歌山県和歌山市太田字城跡五百十八番地一」を「ロ　和歌山支部　和歌山県和歌山市太田二丁目六番十二―一〇一号」に改める。